

Ladies Guard Leader News



～DV防止法の一部改正について～

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）は、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的として平成13年に成立した法律です。

その法律が令和6年4月1日に一部改正されるので、今回は主な変更点を紹介します。



	現状	改正後
保護命令の申立て条件の拡充	・ 身体に対する暴力 ・ 「生命・身体」に対する脅迫	現状の要件に加えて『「自由・名誉・財産」に対する脅迫（畏怖させる言動）』を追加
接見禁止などの保護命令発令要件の拡充	身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき	現状の要件に加えて『心身に重大な危害（鬱病、PTSD等）を受けるおそれ大きいとき』を追加
被害者への電話等禁止命令に対する対象行為の追加	面会の要求、緊急時以外の連続電話やメール等の送信の禁止	緊急時以外の『連続文書の送付、SNS等の送信、GPS機器の設置等の禁止』を追加
子に対する電話禁止命令の創設	接近禁止命令のみ（身辺のつきまとい、住居学校への徘徊等の禁止）	電話等禁止命令を追加
接見禁止命令の期間の延伸	6か月	1年
退去命令の期間の延伸	2か月	被害者が住居を単独で所有または賃借している場合、6か月に拡大
禁止命令違反の罰則の引き上げ	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	2年以下の懲役または200万円以下の罰金



覚えておこう！豆知識



令和6年4月1日に「**困難な問題を抱える女性の支援に関する法律**」（新法）が施行されます。

婦人相談所では、元々売春を行うおそれのある女子や、DVやストーカー被害に遭った女性を主に相談や一時保護等の支援を行っていましたが、令和6年4月1日から「女性相談支援センター」に名称を変更し、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭内関係破綻等の問題を抱えてる女性も支援対象となりました。

その他、各市町村の担当窓口や関係機関等で相談できるので、悩んでいる方は利用してみてください。